

児童手当の受給には申請が必要です！

児童手当制度は、義務教育終了までの児童を養育している方を対象に児童手当等を支給し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

■支給対象

中学校卒業までの児童を養育している方
※15歳の誕生日後の3月31日まで

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
中学生	一律 10,000円

※所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

■支給時期

原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■認定請求について

出生・転入等で新たに受給資格が生じた場合、認定請求書の提出が必要です(公務員の場合は勤務先へ提出)。児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

〔認定請求に必要な添付書類等〕

- ①健康保険被保険者証の写し
※請求者が被用者である場合
- ②請求者名義の金融機関口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ③請求者及び配偶者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ④本人確認書類(運転免許証など) ⑤印鑑
- ⑥その他、必要に応じて提出する書類あり

続けて児童手当を受給するには、現況届の提出が必要です！

現在、児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は、毎年6月1日における状況を記入し、引き続き児童手当等を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

〔現況届に必要な添付書類等〕

- ①健康保険被保険者証の写し
※受給者が被用者である場合
- ②その他、必要に応じて提出する書類あり

■提出期限 6月28日(金)

※現在、児童手当を受給されている方には、個別に現況届の提出についての通知を送付します。必要事項を記入し、押印のうえ、必要書類を添えて提出してください。

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)

しろさとまち 通信

—城里町地域おこし協力隊— Vol.38

城里町地域おこし協力隊の連載、6月号は井口健司が担当します！



▲ソラマメ用支柱を自作している様子

問合せ 農業政策課
☎029-288-3111
(内線254)

こんにちは、農業政策課地域おこし協力隊の井口です。地域おこし協力隊として城里町に移住してから2年が過ぎました。初めは、移住前の東京都稲城市と城里町の環境の違いに戸惑うこともありましたが、地域の方の温かさに触れ、今ではとても住みよい町だと感じています。

将来、農業で生計を立てられるよう、町内の農業者のもとで研修を行い、ナス、ソラマメ、レッドポアローの栽培を勉強してきました。研修師匠や地域の方、地域おこし協力隊の仲間の支えにより、少しずつではありますが、農業技術や知識を習得し、成長できていると感じています。

現在、ソラマメ栽培が終わりを迎え、5月末からナスの収穫が始まりました。露地野菜は環境の影響が大きく現れます。特に、夏季の異常な暑さや日照り、台風といった気象条件は年によって異なるため、作物が負けないよう手をかけなくてはなりません。通路に風除けのための作物を植えたり、自然に負荷を与えないよう農薬散布の回数を減らし、木酢液を散布する等の工夫が必要です。

農業は、身体が資本であるため、健康に気を付けながら、多くの農業者から栽培技術を学び、城里町で一人前の農家になれるよう精進します。